

新潟地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程

(設置)

- 第1条 新潟地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設ける。
- 2 小委員会の議事運営は、最低賃金法、最低賃金審議会令及び新潟地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

- 第2条 小委員会は、審議会の議決により次の各号に定める事項について、調査審議を行うものとする。
- 一 特定最低賃金の新設及び改正に関する事項
 - 二 前号の定める事項のほか、新潟地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づく特定の事案に関する事項

(構成)

- 第3条 小委員会は、審議会委員の中から労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各2名で構成する。
- 2 小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

(委員長等)

- 第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。
- 2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員の内から、互選により選出する。

(会議の招集)

- 第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときのほか、新潟労働局長、又は2人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、審議会会長が招集する。
- 2 前項の規定により新潟労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、原則として少なくとも当該期日の10日前までに、委員長に通知しなければならない。
- 3 委員長は、会議を招集するときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも1週間前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、新潟労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

- 第6条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適当な方法で通知しなければならない。

- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知しなければならない。

(議事の進行)

第7条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

(意見の聴取)

第8条 小委員会は、審議に際し必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

(審議事項の報告)

第9条 委員長は、会議の審議結果については速やかに審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。